府令・省令

○内閣府・財務省・厚生労働省令第一号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年二月二日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎

子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則（令和七年内閣府・財務省・厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第一表

改正後	改正前
別表第三（第五条関係） ［略］ 借方科目：前年度剰余金受入 子ども・子育て支援特例公債前年度剰余金受入 貸方科目：［略］ 子ども・子育て支援特例公債事務取扱費一般会計へ繰入 一般会計へ繰入 ［略］	**別表第三**（第五条関係） ［同上］ 借方科目：前年度剰余金受入 貸方科目：［同上］ 子ども・子育て支援特例公債事務取扱費一般会計へ繰入 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第二表

改正後	改正前
別表第三（第五条関係） 借方科目：子ども・子育て支援納付金収入 年金特別会計より受入 ［略］	**別表第三**（第五条関係） 借方科目：年金特別会計より受入 ［同上］

別表第四（第五条関係）

貸方科目
［略］
子ども・子育て支援推進費
乳児等のための支援給付費
［略］
一般会計へ繰入
国民年金事業費年金特別会計へ繰入
［略］
［略］

別表第四（第五条関係）

貸方科目
［略］
［略］
国債整理基金特別会計へ繰入
育児休業給付資金へ組入
子ども・子育て支援資金へ組入
［略］

別表第四（第五条関係）

貸方科目
［同上］
［同上］
子ども・子育て支援推進費
［同上］
一般会計へ繰入
［同上］
［同上］

別表第四（第五条関係）

貸方科目
［同上］
［同上］
国債整理基金特別会計へ繰入
［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

省令

○財務省令第一号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二日

財務大臣　片山さつき

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（移換手続）	（移換手続）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
［一～四十四　略］	［一～四十四　同上］
四十五　法第百二十三条の十五の規定により、育児休業等給付勘定の剰余金を子ども・子育て支援勘定の子ども・子育て支援資金に属する現金に組み替えるとき	［号を加える。］
四十六　［略］	四十五　［同上］